

〈憲法改正〉

## 「With コロナ After コロナ新たな国家ビジョンを考える議連」

### 憲法改正分科会提言

#### ～コロナ禍を踏まえた“国民目線”の緊急事態条項～

新型コロナウイルス感染症のまん延により世界は一変し、我が国の社会・経済にも極めて大きな打撃を与えるとともに、国民の日常生活を一変させる甚大な影響を及ぼしました。

憲法に「緊急事態条項」がない我が国は、新型インフルエンザ等対策特措法を改正し対応してきましたが、同法で取り得る措置は、行動の自由については自粛の要請や指示止まりであり、要請や指示に従わない者への強制力もなく、法律の実効性確保の面からも危うい状態が続いています。強制的な措置はせいぜい臨時の医療施設のための土地や建物等の強制使用、事業者に対する医薬品や食品等の保管命令や強制収用までであります。

改憲により“国民目線”の「緊急事態条項」を設けることで、東日本大震災のような大規模災害や今回の新型コロナウイルスのような感染症の大規模なまん延などによって、国会における法律の制定や予算の議決を待つ時間もないような緊急対応が求められる状況下において、憲法上の

## 〈憲法改正〉

「災害緊急事態の宣言」をした上で、一時的に、地方自治体の首長の専決処分のように、国会を通さずに内閣による緊急政令の制定や緊急財政支出を行うことを可能とし、事後速やかな国会承認を求める形とすべきです。これにより、国民から対応が遅いと批判を受けた給付金の支給なども迅速に行えるようになります。

例えば、これまでの災害発生時の国会での予算成立までの日数を見ると、今回の新型コロナウイルス感染症への対応では令和2年度1次補正・2次補正を合わせて26日間、東日本大震災時では平成23年度1次補正から4次補正まで111日間、阪神淡路大震災では、平成6年度2次補正、平成7年度1次・2次補正で37日間もの日数を要していました。上記のように、地方自治体の専決処分のような緊急政令の制定や緊急財政支出を可能としつつ、事後速やかな国会承認を求めることで、少なくともこれらの日数分スピーディーな対応が可能となります。

なお、災害対策基本法にも既に「災害緊急事態」の布告条項はありますが、あの東日本大震災の時ですら適用されませんでした。地震と津波で変わり果てた被災地における瓦礫や倒壊家屋の処理が急務でしたが、憲法29条（「財産権は、これを侵してはならない」）に抵触する懸念があり復興作業が遅れてしまったと指摘されています。即ち、同法に私権

〈憲法改正〉

の制限を含む規定があることから、その適用により違憲訴訟が起こる可能性があり、行政機関としては消極的にならざるを得えなかったとのことでした。

一方、世界に目を向けてみると、1990年以降に制定された104カ国の全ての憲法に「緊急事態条項」が明記されています。成文憲法を定めていない英国においては、緊急事態が生じた場合には政府が「戒厳令」を発令することが認められました。また、我が国と同じ敗戦国ドイツ(西ドイツ)の基本法には緊急事態条項はありませんでしたが、1968年に改正され「緊急事態条項」が盛り込まれました。

緊急時において、救急車や消防車などの緊急車両が、信号に従うことなく現場に急行することは世界中どこでも認められています。これと同様に、憲法でも「平時」と「緊急時」の対応を分けて考えることは、ごく自然な当たり前のことであると思われませんが、我が国の憲法にはこの当たり前のことが欠けてしまっています。

憲法に「緊急事態条項」がないまま、これを放置することは、政治の不作為と言わざるを得ません。

「緊急事態条項」は、緊急時においても立憲主義を貫いていこうとするものであり、「法の支配」を緊急時にも機能させようとするものです。

## 〈憲法改正〉

憲法に緊急時を想定した規定を設けることで、想定外の範囲を可能な限り少なくすることができます。そうでなければ、「超法規的措置」による緊急事態対応が行われてしまい、法治国家と立憲主義の原則が崩壊してしまいます。

その際、内閣がその権限を濫用することのないよう、憲法に「災害緊急事態」の概念とその手続きと効果をあらかじめ規定して、国民がきちんとコントロールできるようにすることが重要です。また、国会議員の任期についても災害の発生により選挙が実施できない事態が生ずることも想定し、国会議員が不在にならないようにして、国会の政府に対するコントロールを担保していかなければなりません。

このような我が国の現状を踏まえ、有識者を招いて議論を重ねた結果、下記のとおり提言をいたします。

記

コロナ禍も踏まえ、“国民目線”の「緊急事態条項」を設けるため、平成30年自民党案をベースとしつつ、憲法を別紙のとおり改正すべきです。即ち、災害緊急事態の章を新しく立て、「緊急事態条項」を整備すべきです。その際、特に、災害緊急事態として「大地震その他の異常かつ大規模な災害」に加え、「感染症の大規模なまん延」も追記した上で、国と地方自治体が一体となり国民の生命、身体、財産を保護するために万全の措置を迅速に講じなければならないことを明記すべきです。また、地方自治体の専決処分のように、内閣による緊急政令の制定に加え、緊急財政支出も可能とし、事後速やかな国会承認を求めることとすべきです。

以上